報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 10 月 29 日
情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会

ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可に対する意見募集

情報通信行政・郵政行政審議会（会長：相田 仁 東京大学特命教授）は、本日、総務大臣から「ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」について諮問を受けました。

つきましては、本認可について、令和８年 10 月 30 日（金）から同年 11 月 30 日（月）までの間、意見募集を行います。

１．申請概要

本件は、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 110 条の４第１項の規定に基づく第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条の５第２項において準用する同法第 110 条第２項の規定に基づく第二種負担金の額及び徴収方法の認可をそれぞれ受けたい旨の申請があったものです。

申請概要は別紙１のとおりです。

２．意見公募要領

意見募集対象：

・第二種交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添１）
・第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（別添２）

意見提出期限：令和８年 11 月 30 日（月）必着（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

詳細については、別紙２の意見公募要領を御覧ください。

３．今後の予定

当該認可については、寄せられた意見を踏まえ調査審議を行い、総務大臣に対して答申する予定です。

４．資料の入手方法

意見募集対象、別紙１及び別紙２については、e－Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

【連絡先】
（諮問内容等について）
連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課
担　当：廣瀬課長補佐、中里主査、佐々木官
電　話：03-5253-5817（直通）
E-mail：broadband2020-jimu_atmark_ml.soumu.go.jp
（注）迷惑メール防止対策のため「@」を「_atmark_」
と表示しています。送信の際には、「@」に置き換えてください。
（情報通信行政・郵政行政審議会について）
連絡先：情報流通行政局総務課
担　当：石井課長補佐、下条係長
電　話：03-5253-5694（直通）